

第 1 回合同会合における主な意見

検討の進め方

- ・ 正しい情報を開示し、国民に分かりやすい議論をすべき。
- ・ 最近の資源を巡る情勢や技術動向を十分念頭に置いて、先を踏まえて基本的な考え方を整理することが重要。
- ・ 制度の目的を踏まえ、再商品化の品質、資源の有効利用度、環境負荷への影響度について、客観的なデータに基づいて検討すべき。
- ・ 材料リサイクルの優先を前提として議論するのではなく、環境負荷が少ない方法、合理的な手法を組み合わせる方向で検討すべき。
- ・ 容リ協会による入札のところだけでコントロールするのではなく、サプライチェーン全体で最適化を図るよう検討すべき。
- ・ 情報発信を通じ、質の良い再商品化を実施する事業者が評価され、質の良くない事業者に退場してもらうような方向性で検討すべき。

再商品化の質の評価（資源の有効利用度、最終用途等）について

- ・ 「材料リサイクル」、「ケミカルリサイクル」という言葉は非常に分かりにくく、むしろ最終的にどういうものに利用されたのか、どういう資源を代替したのか、という機能的な観点に着目すべき。
- ・ 再商品化にどれだけの費用がかかって、どういう価値が生み出されているかを明らかにすべき。
- ・ 再商品化製品の売却額という指標は、どのくらい客観的に使いうるか。
- ・ 品質と価格との関係について市場価格との比較を含め評価すべき。
- ・ 材料リサイクルでは、ペレットやフラフの状態の後にどうなっているのか、利用製品の品質まで含めて議論すべき。
- ・ 材料リサイクルされたものは、将来、資源として、エネルギー源として利用できる可能性も残している点を考慮すべき。

再商品化率について

- ・ 再商品化率は分かりやすいが、手法ごとに再商品化の定義やその段階が異なるため、慎重に取り扱うべき。残渣の埋め立て量など別の情報も検討すべき。
- ・ 再商品化率の向上・維持は容器包装リサイクル法の目的の一つであり、重要な視点。

材料リサイクルで生じる残渣について

- ・ ベールに含まれる水分や汚れ分を除いた後のものを基礎にすると、材料リサイクルでも概ね60%の再商品化率は達成しているし、RPF化などで利用できるものも30%程度あるとのデータがある。
- ・ 残渣の埋め立ては禁止されているため、有効利用するケースが増えており、サーマルリサイクル又はケミカルリサイクルで利用されているとの認識が必要。熱利用分を再商品化とカウントしてはどうか。
- ・ 50%の残渣は当時の想定外であった事実も明確にして議論すべき。
- ・ 50%の残渣が、例え熱回収あるいは固形燃料として利用されているとしても材料リサイクルとして考える場合には問題ではないか。
- ・ 50%しか活かされていないのは問題であり、できるだけ材料リサイクル、そしてケミカルリサイクルとして活かす形を柔軟に検討すべきではないか。

材料リサイクルの優先的な取扱いについて

- ・ 材料リサイクルの優先には、市民の意識改善が進み、循環的な利用を促進する意識が働くようにとの意味合いもある。
- ・ 平成11年の整理は、単一素材化等、より良い方向に向かうことを期待して当時としてのとりあえずの枠組みとして進められたものであり、技術進展を踏まえた見直しの段階でもう一度議論することとなっていたもの。

分別収集区分等の在り方について

- ・ 再商品化の在り方と分別収集の仕方は一体不可分であり、処理方法に合った分別排出・収集など、先に繋がる検討を行うべき。
- ・ 単一素材の容器等、消費者が分別排出しやすいものの製造や、再商品化の自動選別技術の向上といった事業者の努力が必要。
- ・ 分別収集の時点から形状や主な材質で優先順位を付けて集め材料リサイクルし、困難なものについては他の手法でリサイクルすることを検討すべき。
- ・ 出てきたものをどう処理するかではなく、どのような種類の容器包装がどの程度あるかということ把握した上で、分別収集区分の在り方から検討したら良いのではないか。
- ・ 材料リサイクルに向いている素材だけ分別排出・収集すべき。
- ・ 材料リサイクルでは塩素の濃度が課題であり、容器包装比率の向上やベール品質検査を通した改善が期待される。
- ・ 分別の細分化には時間と経費を要する。